

加古川駅周辺再整備基本計画策定等業務の事業者選定について

1. 背景

JR加古川駅周辺（以下「駅周辺」という。）に関しては「JR加古川駅周辺まちづくり（案）」（令和5年2月）（以下「構想」という。）にて、回遊性の向上や滞在空間の創出など駅周辺の活性化を図るため、老朽化した駅前ビルの更新、併せて公共機能の導入や駅前広場の再編などを公表しています。

令和6年度からは、構想に基づき事業の具体化へ向けて、公共機能を導入する複合施設計画及び駅前広場基本設計をはじめ事業に伴い変化する交通体系、駐車場配置等の駅周辺のまちづくりの方向性について検討し再整備に関する基本計画等を策定するとともに、関係機関等との意見交換や関係権利者の合意形成を図る支援等を実施する委託業務を予定しています。

本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結することからプロポーザル方式により契約候補者を選定するものです。

つきましては、外部委員で構成した加古川駅周辺再整備基本計画策定等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、プロポーザルの実施に向け手続きを進めているものです。

2. 選定委員会の経過とプロポーザルの流れ（予定）

令和5年度に選定委員会を設置したのち3回の選定委員会を経て公募資料を確定しており、今年夏ごろの契約候補者との契約を目指し、適切に手続きを行うものです。

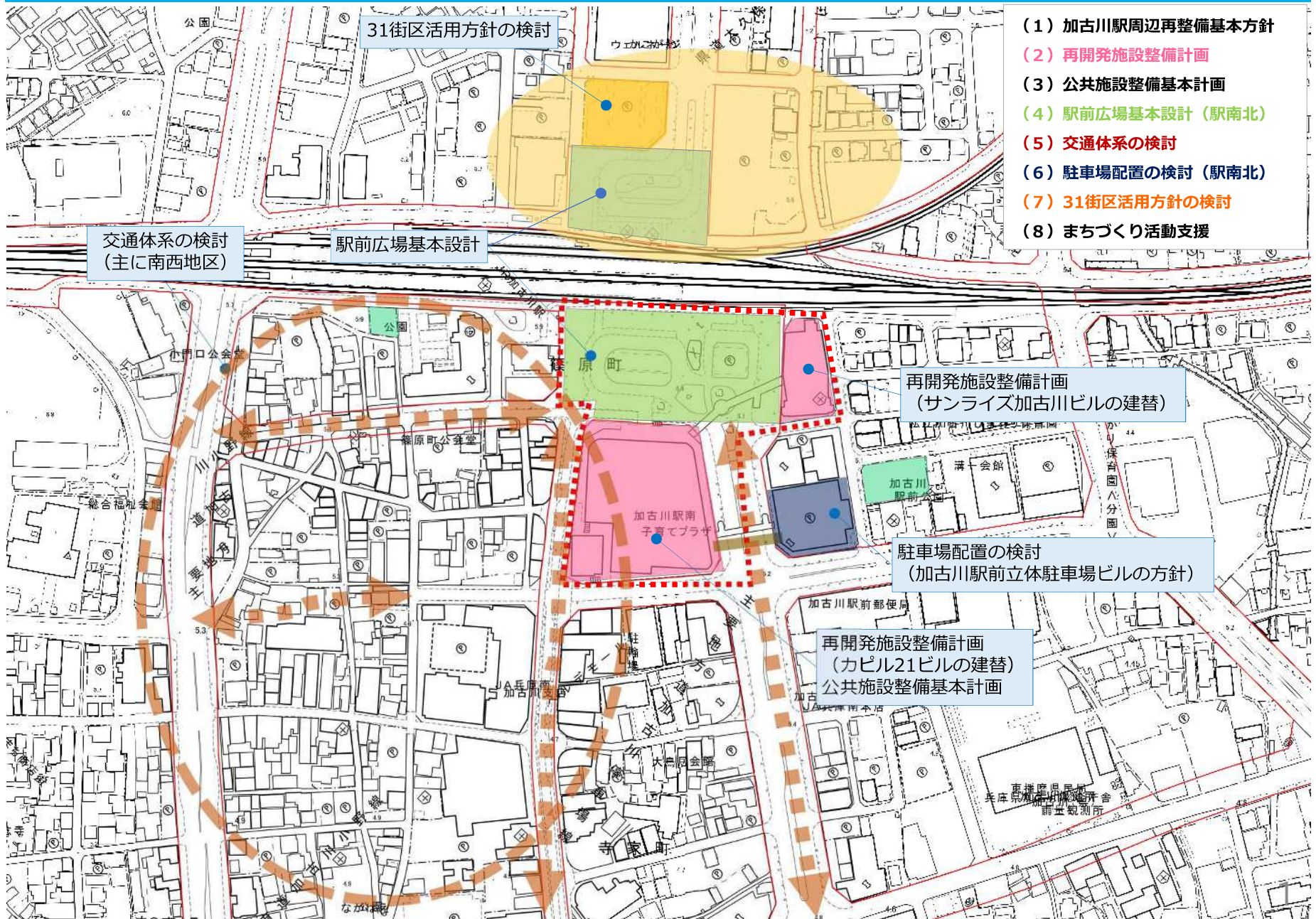
なお、内容については公募開始後に公表します。

令和5年	9月	附属機関の設置に関する条例改正・規則制定
	11月	第1回選定委員会の開催
令和6年	1月	第2回選定委員会の開催
	4月	第3回選定委員会の開催
	※4月23日	公募開始（予定） （参加申込受付→企画提案の審査→契約候補者の選定）
	8月	契約締結（予定）

3. 添付資料

- ・業務概要図
- ・加古川駅周辺再整備基本計画策定等事業者選定委員会規則

業務概要図



- (1) 加古川駅周辺再整備基本方針
- (2) 再開発施設整備計画
- (3) 公共施設整備基本計画
- (4) 駅前広場基本設計 (駅南北)
- (5) 交通体系の検討
- (6) 駐車場の検討 (駅南北)
- (7) 31街区活用方針の検討
- (8) まちづくり活動支援

交通体系の検討
(主に南西地区)

駅前広場基本設計

31街区活用方針の検討

再開発施設整備計画
(サンライズ加古川ビルの建替)

駐車場の検討
(加古川駅前立体的な駐車場のビルの方針)

再開発施設整備計画
(カピル21ビルの建替)
公共施設整備基本計画

○加古川駅周辺再整備基本計画策定等事業者選定委員会規則

令和5年9月29日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）第2条の規定に基づき、加古川駅周辺再整備基本計画策定等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要領に関すること。
- (2) 事業者の候補者の選定基準に関すること。
- (3) 事業者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市街地開発事業に関する知識及び経験を有する者
- (3) 産業経済団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項についての答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその

議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、出席した委員の過半数の者の同意を得たときは、公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市計画部市街地整備課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。